

母子家庭の皆さんへ

母子家庭の母親の経済的な自立を支援するため、市では受講講座費用の一部を助成する制度があります。希望する人には、受講資格の有無、資格取得への意欲や生活状況等、母子自立支援員が受講開始までに事前相談を行います。

● 自立支援教育訓練給付金

ホームヘルパー2級、医療事務、歯科助手などの講座を受けて資格を取る場合に、費用の4割を支給。(20万円を上限、8千円未満は支給されません)

【対象講座】

▽雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座

▽就業に結びつく可能性の高い講座など

● **高等技能訓練促進費** 対象資格取得のため、2年以上養成機関(学校)で修業する場合に、高等技能訓練促進費を支給。(対象者の所得等要件あり)

【対象資格】 看護師、介護福祉士、保育士など

【給付月額】

▽市民税が課せられない人 141,000円

▽それ以外の人 70,500円

◎子育て健康課

☎43・6808

子育て家庭

ショートステイ事業

児童を養育している家庭の保護者が、社会的な事由(病気、育児不安、冠婚葬祭など)により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合等に短期間、児童等を児童福祉施設等に緊急一時的に預かるものです。
※利用の際は、事前相談及び申請手続きが必要です。

●利用者一部負担金(1日につき)

区分	2歳未満児・慢性疾患児	2歳以上児	緊急一時保護の母親
生活保護世帯	0円	0円	0円
市民税非課税世帯	1,100円	1,000円	300円
その他の世帯	5,350円	2,750円	750円

健康ページ

要観察歯

COとは?

加藤歯科医院 加藤了嗣

よく学校健診で要観察歯(CO)があると診断される場合があります。このCOとは、穴があく前の初期の虫歯が疑われるということです。放置しておく、虫歯になる可能性が高くなります。

虫歯とは、口の中に存在する虫歯の原因菌が食物の糖分から酸を作り、その酸により歯が溶かされてできます。
COはその直前の状態である可能性が高いということになります。しかしCOであれば、しっかりと歯ブラシをして、プラークコントロールすることで治る可能性があります。

もし健診でCOと診断されたら、まず歯医者さんに相談に行くことをお勧めします。そこで精密検査を行い、再度COと診断されたら、まず歯磨きの指導や間食の指導をおこないます。その上でフッ素塗布やシーラントといった予防処置をします。

また家庭でできることとしては甘いものを食べる時間は決めて、ダラダラと食べたり飲んだりしないこと、食後に歯磨きをするといったことです。市販の洗口剤やフッ素入りの歯磨剤を積極的に使うのもいいでしょう。あと、定期的に健診を受けるようにしてください。

年に1度は歯科健診をうけましょう

市では年間を通して成人歯科健診を実施しています。

- **受診対象者** 40歳以上の赤穂市民
- **健診の種類** 歯科医師による問診・口腔内診査
- **受診者負担金** 無料
- **申込** 受診には予約が必要です。事前に希望の医療機関まで申し込みください。

◎保健センター ☎43・9855

●成人歯科健診実施医療機関

医療機関名	所在地/TEL	医療機関名	所在地/TEL
赤井歯科医院	中 広 42・2213	シオヤ赤井歯科医院	新 田 45・0234
あきた歯科	加里屋 46・0177	谷野歯科医院	尾 崎 42・2131
赤穂はくほう会病院	加里屋 45・1111	田原歯科医院	山手町 42・1388
内田歯科医院	加里屋 42・0578	茶谷歯科医院	松原町 45・2570
内田デンタルクリニック	上飯屋北 43・8245	とね歯科クリニック	尾 崎 46・3800
加藤歯科医院	坂 越 48・8118	中田第二歯科医院	南野中 45・1201
亀井第二歯科医院	加里屋 45・1181	深澤歯科クリニック	山手町 45・1880
川西歯科医院	加里屋 42・2180	前田歯科医院	加里屋南 43・6300
木南歯科医院	大 町 42・0558	三宅第二歯科医院	加里屋 43・8799
米谷歯科医院	加里屋 43・1260	山根歯科医院	新 田 42・0777